

II 副市長・総務担当部長会議送付議題

○ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの

【改善を求めるもの】

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ^{※注} <input type="checkbox"/> その他（ ）	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	総務省、厚生労働省
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局	(総務部市町村課)
	<input checked="" type="checkbox"/> その他	名称	日本年金機構
件名	1 公的年金支払報告書の提出先について		
提案市	長野市他18市（長野県19市税務事務研究会）		
提案要旨	<p>個人住民税の適正な課税を行うため、公的年金支払報告書の提出先は、日本年金機構が管理する年金受給者基本情報の住所地によらず、地方税法に基づいた住民基本台帳上の住所地(住民票登録地)を管轄する市区町村とするよう、国を通じて日本年金機構へ要望する。</p>		
提案理由	<ul style="list-style-type: none"> ● 同機構が公的年金支払報告書を提出する際の基本情報としている住所は、現在の住民票登録地と必ずしも一致していない状況があること。 また、毎年行っている住民基本台帳ネットワークとの照合作業は受給者の生存確認のみということである。 ● この基本情報の住所変更には、住所更新等申出書の提出を要するが、施設入所等をしている年金受給者の親族等が、各種手続き利便のために年金受給者の住所地を親族等の住所地と届け出している場合には、課税権がある市区町村ではなく、課税権のない市区町村に課税資料となる公的年金支払報告書が提出される状況が発生し、回送先確認の対応に大変な労力と時間が費やされていること。 <p>以上の理由から、平成24年10月30日に開催された「長野県19市税務事務研究会」において、長野県市長会を通じて要望していくことが決定したものである。</p>		
現況及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民登録があるのに公的年金支払報告書が提出されない場合は、年金受給者であっても未申告者として後に所得調査を行っている。 ● 住民登録が無い市区町村が提出を受けた場合は、課税権を持つ市区町村へ回送するために、住民記録による履歴検索、受給者宛の文書照会を行っているが、不明なものがあり、課税資料として処理することのできない公的年金支払報告書が発生している。なお、日本年金機構への問い合わせを行っても拒否される状況である。 		
関係法令	地方税法第317条の6第4項		

【拡充を求めるもの】

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (. . . 第 回総会； 市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は 拡充 を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ^{※注} <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	国土交通省
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	企画部交通政策課
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	2 地域間幹線バス路線補助対象事業の基準の緩和について		
提案市	<u>中野市、飯山市</u>		
提案要旨	<p>概ね15年後を目標とした「長野県新総合交通ビジョン」が策定され、その中に位置づけられた「公共交通の維持・確保」の実現のため、今後、当該ビジョンに沿った総合的な支援策及び地域公共交通を守るための新しい仕組みづくりの構築並びに持続可能な地域交通の確保に向けた具体的な取り組みが求められている。</p> <p>その一つの施策として、地域公共交通確保維持事業の地域間幹線系統確保維持関係において、補助対象要件に適合しない部分があるため、補助金の割り落とし措置の撤廃及び補助対象事業の基準（補助要件）の緩和を要望する。</p>		
提案理由	<p>「長野県新総合交通ビジョン」の「2 公共交通の維持・確保」において、県内の乗合バス事業の現状と課題が示される中で、持続可能な地域交通の構築の必要性について明記されている。</p> <p>乗合バス事業は、地域公共交通の利用者が減少している中、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金や県の地域間幹線バス路線確保維持費補助金を受け、路線を維持している。しかし、補助要件として、①1日当たりの運行回数が3回以上のもの。②輸送量が15人から150人/日と見込まれること。また、補助対象経費の額の算出方法でも、1日の平均乗車密度が5人を割り込む路線については、補助額の減額が行われ、赤字部分が多くなってきている。</p> <p>地域の路線バスは、住民の移動手段を確保し、生活を維持していく大切な路線であり、バス事業者の負担を軽減させ、持続的な運行を図るため国及び県において、補助対象基準の緩和を要望する。</p>		

<p>現況及び課題等</p>	<p>乗合バス事業は、輸送人員の減少による収入減が続き、また、燃料価格の上昇などにより公共交通を取り巻く状況は厳しくなっている。事業者としても費用削減に努めているが限界にきているため、バス運行の維持が難しくなっている。</p> <p>今後も路線バスの減便・廃止が相次ぐ厳しい状況が続いていくと思われる。</p> <p>市町村においても、住民の移動手段の確保のため、地域に密着したバス路線の維持を図るため、運賃収入の増加が見込めない廃止路線代替バスの運行や、独自のデマンド型乗合タクシーの運行など、公共交通を維持するための負担が年々増加し、財政を圧迫している状況である。</p>
<p>関係法令</p>	

【拡充を求めるもの】

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (24・8・30 第131回総会；飯田市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ^{※注} <input type="checkbox"/> その他 ()		分野 <input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
	要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 県 <input type="checkbox"/> その他	
件名	3 市町村国保への国の財政支援拡充について		
提案市	大町市		
提案要旨	<p>景気の低迷が長引いており、税率を改正しても課税所得の低下により増収に結び付かず一般会計からの法定外繰り入れを余儀なくされている。国保制度の安定運営のため、国の財政負担の拡大を要望する。</p>		
提案理由	<p>被保険者の所得が低だけでなく被保険者数も減少している、税率改正により納税が困難となっている被保険者が増え収納率が低下するなど減収の要因が増える中、医療技術の進歩や医療環境の充実もあり高額医療費が伸びている。今後も続くと予想される赤字財政を回復する手立てがない。</p>		
現況及び課題等	<p>当市では今年度、基金のすべてを取り崩し、大幅な税率改正を行ったが課税所得の低下や収納率の低下により実質的な税収が見込みを大きく下回った。一般会計からの法定外繰り入れも限度があり大変厳しい。</p>		
関係法令	国民健康保険法		

【拡充を求めるもの】

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案（・・・第 回総会； 市）		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は 拡充 を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ^{※注} <input type="checkbox"/> その他（ ）	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	厚生労働省
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	健康福祉部健康長寿課
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	4 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）の居室面積要件の緩和について		
提案市	安曇野市		
提案要旨	<p>地域密着型特別養護老人ホームの居室の1人あたりの面積は、基準省令において10.65㎡以上となっており地方主権一括法による条例委任後においても、従うべき基準として、市町村で変更出来ない基準として定義されている。</p> <p>地方分権の一層の推進を図るためにも、この基準要件について、地域の実状で変更が許容される、「参酌すべき基準」、及び、「標準の基準」への基準要件の緩和、若しくは、居室面積において現基準以下への緩和を要望する。</p> <p>また、今後、低所得介護保険サービス利用者の増加が見込まれることから、低所得者が利用しやすい環境となるよう、低所得利用者負担対策事業における、利用者負担の軽減措置の拡充を要望する。</p>		
提案理由	<p>参加型社会保障制度への転換により、市では社会的包摂の考え方に立ち地域包括ケアを推進している。この事により、在宅ケアが促進され、本当に必要な方が利用する、施設介護の実現を目指している。一方で、経済の低迷、施設利用対象者の増加、負担世代の減少等により、低所得施設介護利用対象者の増加が見込まれる。地域密着型特養は、定員29人以下と施設規模が制限されている一方で、通常の特養とほぼ同様の基準で運営しており、ホテルコストも割高である。入所者の利用料金を下げ、現在のサービスの質を維持する最善の方法として居室の1人あたりの面積基準の緩和を要望する。</p>		
現況及び課題等	<p>居室1人当たりの面積として、居住系サービスのグループホームは7.43㎡以上、特定施設入居者生活介護は介護を行うのに適当な広さとされおり、地域密着型特養の要件と比較して低基準である。介護3施設においても、介護老人保険施設8㎡以上、介護療養型医療施設6.4㎡以上で、特養の基準以下である。2020年には、高齢者世帯の1/3が単身世帯（※1）となり、利用対象者が増加し、高齢者世帯の年間所得・貯蓄額が年々減少していることから、施設入所困難者の増加が見込まれる。</p>		
関係法令	<p>介護保険法（平成9年法律123号）地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第23号）指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）</p>		

（※1）人口問題研究所日本の世帯数の将来推計（H20.3推計）、厚生労働省「国民生活基礎調査」

【拡充を求めるもの】

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案（　・　・　第　　回総会；　　市）		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他（　　　　　　　　　　　　　）	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	厚生労働省
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	健康福祉部こども・家庭課
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	5 DV・虐待防止等に対応する財政支援について		
提案市	駒ヶ根市		
提案要旨	DV・虐待防止に大きな力を発揮する相談事業・家庭訪問事業の専門職配置等に対する財政支援をお願いしたい。		
提案理由	安心こども基金事業補助金交付要綱にある児童虐待防止対策緊急強化事業や子育て支援交付金等により、現在もDV・虐待防止に関する補助を実施していただいているが、市町村の既存事業については補助対象外になっている等の制約がある。また、市で設置している相談員も増加しているため、相談員の確保に対する継続的な財政支援をお願いしたい。		
現況及び課題等	虐待等を含めた家庭児童相談員の相談件数は、平成21年度537件、平成22年度887件、平成23年度1014件と増加傾向にあり、DV・虐待防止のためには、地域・保育園・幼稚園・小学校・中学校等と連携し、早期発見と早期対応を強化する取り組みが重要である。 そのために、日頃から関係機関との協力体制を築き、家庭訪問等も行う家庭児童相談員の活動がDV・虐待防止に大きな力を発揮するので、相談事業、家庭訪問事業の継続的な実施が必要となっている。		
関係法令	(1)安心こども基金事業補助金交付要綱、児童虐待防止対策緊急強化事業 (2)平成24年度子育て支援交付金交付要綱		

【拡充を求めるもの】

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (H24・8・30 第131回総会；塩尻市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ^{※注} <input type="checkbox"/> その他（ ）	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	厚生労働省
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局	(環境部水大気環境課)
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	6 水道施設管路耐震化等推進事業の補助対象施設の拡充について		
提案市	駒ヶ根市		
要旨 提案	<p>昭和30年代以降、水道事業が急速に伸びてきたことから、多くの水道施設が更新時期を迎え、耐震化の促進には国庫補助の拡充強化が必要である。</p> <p>しかしながら、現在の水道管路耐震化等推進事業費（老朽管更新事業）国庫補助における水道事業交付要綱では、中小都市では補助対象となる管路が存在しないため、まず、補助対象施設の条件を緩和することを要望する。</p> <p>更に、補助率を管種によらず、下水道並みの補助率へ拡充することを要望する。</p>		
提案理由	<p>東日本大震災以降、国民のライフラインを守るためのインフラ整備、耐震化、減災対策を進める上で、住民生活に最も重要な施設である水道施設管路の耐震化については、緊急かつ重要な施策と認識している。</p> <p>しかし、耐震化を進める上で、現行の国の補助制度では、中小都市では補助対象となる管路が存在せず、自己財源での耐震化の向上を図るしかなく、補助制度の拡充を要望する。</p>		
現況及び課題等	<p>国の補助制度は整備されているものの、補助対象となる既設水道管が、ダクタイトル鋳鉄管や塩化ビニル管の場合、給水取出しがされていない「配水本管」に限られており、大都市では対象となるものの、地方の中小都市では対象となる管路が存在せず、補助対象とならないのが現状である。</p> <p>駒ヶ根市では、水道ビジョンの計画に基づき、市内278Kmの水道管の内、H20年度末で耐震化率12%、34Kmだった耐震管を、H23年度末で17%、50Kmと耐震化を進めてきたが、耐震化率5%向上のために投じた費用は、6億円にのぼり、残り228Kmの耐震化を進めるためには、莫大な費用が必要となる事が予想される。</p> <p>現在の補助条件である「塩化ビニル管、ダクタイトル鋳鉄管については基幹管路（配水本管）に限る」を、中小都市の実情にあわせ、配水管まで緩和し、既設管がダクタイトル鋳鉄管の場合の補助率を下水道並みの補助率へ拡充することにより、中小都市でもより早期に耐震化が図れる。</p>		
関係法令	<p>ライフライン機能強化等事業 水道施設管路耐震化等推進事業費（老朽管更新事業）</p>		

【拡充を求めるもの】

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案（・・・第 回総会； 市）		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は <u>拡充</u> を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ^{※注} <input type="checkbox"/> その他（ ）	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input type="checkbox"/> 国	担当省庁	
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	環境部自然保護課
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	7 国有林・国定公園・県立公園内の登山道整備の補助制度の拡充について		
提案市	駒ヶ根市		
提案要旨	国有林・国定公園・県立公園内の登山道の整備について、県による支援の拡充を要望する。		
提案理由	登山道の整備については、現在、国・県・市町村や山小屋関係者等により維持管理されているが、国立公園以外ではその整備費の確保が容易でなく、特に国有林野特別会計の廃止による国有林内の登山道の維持管理費の確保や国定公園・県立公園における登山道の整備費の確保が十分でないため、登山道の管理責任等の問題も含め県による支援の拡充を要望する。		
現況及び課題等	登山道の整備については、「信州の登山道リフレッシュ事業」（平成22年度終了）や「民間との協働による山岳環境保全事業」により支援いただいているが、予算が十分でなく中央アルプス県立公園内などの登山道について整備費の確保に苦慮している。また、国有林野特別会計の廃止による国有林内の治山事業の縮小が危惧され、同会計による登山道整備が進捗しないことが予想される。		
関係法令	自然公園法 民間との協働による山岳環境保全事業実施要綱・要領		

【拡充を求めるもの】

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案（・・・第 回総会； 市）			
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は <u>拡充</u> を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ^{※注} <input type="checkbox"/> その他（ ）		分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input checked="" type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
	要望先	<input type="checkbox"/> 国	担当省庁	
<input checked="" type="checkbox"/> 県		担当部局	農政部農地整備課	
<input type="checkbox"/> その他		名称		
件名	8 農業農村整備事業に伴う受益者負担の軽減について			
提案市	安曇野市			
提案要旨	<p>厳しい農業情勢下での農業者負担軽減のため、団体営事業に対する県の補助率引き上げを要望する。</p>			
提案理由	<p>団体営土地改良事業の負担割合は、国50%県1%地元49%で実施されている。 地元負担の1/2を市が助成しているが、受益者の負担は重い。</p>			
現況及び課題等	<p>小規模な水路改修等は、市単独事業や農地・水保全管理支払交付金で対処している。 圃場整備地域内などの用排水路は、経年と共に劣化や漏水個所が増加し、団体営規模での整備が必要になりつつある。 平成24年度事業で実施している団体営事業は4地区で、用排水路工事6工区を実施中である。 なお、事業費は平成23年度からの繰越しを含め65,383千円</p>			
関係法令				

【拡充を求めるもの】

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (H24・8・30 第131回総会；飯山市他)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は <u>拡充</u> を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ^{※注} <input type="checkbox"/> その他（ ）		分野 <input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input checked="" type="checkbox"/> 建設
	要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 担当省庁 国土交通省 <input type="checkbox"/> 県 担当部局 (建設部都市計画課) <input type="checkbox"/> その他 名 称	
件名	9 社会資本整備総合交付金(都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業)に係る予算枠の確保及び補助制度の継続について		
提案市	安曇野市		
提案要旨	<p>市が管理する都市公園は、老朽化により公園遊具等の施設の劣化損傷が進んでおり、老朽化に起因する事故の発生が危惧されている。</p> <p>公園利用者が安全で安心して利用できる都市公園の整備を推進していくため、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業の予算枠の確保及び補助制度の継続、並びに採択基準要件の緩和をお願いしたい。</p>		
提案理由	<p>高度経済成長期に集中投資した社会資本ストックの老朽化が急速に進行しており、厳しい財政事情の下で適切に維持管理を行っていくことが、施設管理者にとって重要な課題となっている。</p> <p>平成22年度末時点で、全国の供用中の都市公園のうち設置から30年以上経過したものが約3割を占めており、10年後には約6割に達する見込みであり、また、設置遊具のうち、設置から20年以上経過したものが約4割を占め、経過年数不明の古いものと合わせると、遊具の約6割が相当の年数を経過しているとの国土交通省の調査結果がある。</p> <p>このような老朽化により公園遊具等の施設の劣化損傷が進みつつある現状を踏まえ、持続的に公園利用者の安全確保を図るため計画的に修繕・更新を進める必要がある。</p>		

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">現況及び課題等</p>	<p>国土交通省は、全国的に老朽化した遊具に起因する子供の事故が後を絶えない一方、自治体の財政難により遊具等の更新が進まない状況にあることから、老朽化した施設の更新費用について、その1/2を補助する「都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業」を平成21年度に創設した。</p> <p>本市の都市公園は44ヵ所あり、設置から20年以上経過した遊具が全体の52%(80基)を占めている。</p> <p>更新が必要な公園遊具は16ヵ所の公園で48基あり、交付金事業により公園利用者が安全で安心して利用できるように、遊具の更新やトイレのバリアフリー化などを進めている。</p> <p>現在までに25基の遊具の更新を完了した所であり、残り23基の整備を早急に進めたい。</p> <p>しかし、平成24年度の交付金は要望額を大幅に下回っており、事業の実施に大きく影響している状況にあることから、交付金事業の予算枠の確保をお願いしたい。</p> <p>また、この事業は平成21～25年度までの時限的な補助制度ということであるが、財政上の理由などから事業が予定どおりに進んでいない状況にあることから、補助制度の継続をお願いしたい。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">関係法令</p>	

【拡充を求めるもの】

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (. . . 第 回総会 ; 市)			
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は <u>拡充</u> を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ^{※注} <input type="checkbox"/> その他 ()		分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input type="checkbox"/> 国	担当省庁		
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	教育委員会特別支援教育課	
	<input type="checkbox"/> その他	名称		
件名	10 県立松本養護学校及び県立安曇養護学校等、県下の特別支援学校への支援の拡充及び施設整備の充実について			
提案市	松本市・安曇野市			
提案要旨	<p>県立松本養護学校の児童・生徒数は設立時想定規模(150名)の2倍にあたる300名(そのうち高等部生徒が125名)となり、年々増加の傾向を示しており、また、県立安曇養護学校の児童・生徒数も1988年開校当時80名程度であったものが2006年頃より急増し、本年度の在籍数は202名といった状況であり、両校ともに、敷地内にプレハブ校舎を建てて対応してきている状況である。</p> <p>障害を持つ児童・生徒に個に応じた効果的な教育活動(特別支援)を行い、保護者の期待に沿えるよう、そして、子どもたちや教職員の学習・指導環境改善に取り組むため、昨年9月に県教育委員会で策定された「長野県特別支援教育推進計画」に基づき、両校はもとより、県下の特別支援学校への支援の拡充及び施設整備の充実を要望する。</p>			
提案理由	<p>県立安曇養護学校の本年度の児童・生徒数は202名である。内、安曇野市からの通学者の占める割合は52.9%であり、約半数を占めている。</p> <p>県立松本養護学校への松本市からの通学者は86.3%(259名)であり、地域の子どもが地域で学べる環境や社会参加を目指した特別支援教育を実現するためには、学習環境を拡充、整備する必要がある。</p> <p>また、県が須坂市の学校に特別支援学校を開設した経緯もあり、安曇養護学校の教職員関係者や保護者から安曇野市の小中学校の空き教室に、市立の特別支援学校の開設要望が出されている。</p>			

<p>現況及び課題等</p>	<p>特別支援学校へ就学する児童・生徒が年々増加しており、県立安曇養護学校及び県立松本養護学校を抱える中信地区のみならず、県全体の課題である。</p> <p>(県立松本養護学校)</p> <p>現在、松本養護学校へは松本市から259名、また市外から41名といった多くの子ども達に通っている。建設当時の予定者数150名を大きく超えているため、教室数の不足から校庭にプレハブ校舎を建てたり、相談スペースを確保するために廊下に荷物を出したりして対応をしている。体を動かす活動や農業体験や職業体験などの自立に向けた活動が十分に行えない現状がある。特に高等部については分教室の設置など拡充・整備が必要となっている。</p> <p>(県立安曇養護学校)</p> <p>県立安曇養護学校は、南安曇農業高校に分室があり、6名ほどが通学しているが、抜本的な改善には繋がっていない。安曇野市は空き教室がなく、普通・特別教室とも増築しているのが現状であり、県が行った須坂市の小中学校の空き教室を利用した特別支援教室の開設と同様の要望に応えるのは難しい状況である。</p>
<p>関係法令</p>	

【拡充を求めるもの】

区分	<input checked="checked" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 （ ・ ・ 第 回総会； 市）			
種類	<input checked="checked" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は <u>拡充</u> を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ^{※注} <input type="checkbox"/> その他（ ）		分 野	<input checked="checked" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
	要望先	<input type="checkbox"/> 国 担当省庁 <input checked="checked" type="checkbox"/> 県 担当部局 教育委員会義務教育課 <input type="checkbox"/> その他 名 称		
件名	11 中学校における30人規模学級編制に伴う教員の配置について			
提案市	大町市			
提案要旨	<p align="center">「選択型こまやか教育プラン」における</p> <p>① 「30人規模学級編制」に見合った、教員の配置を要望する。</p> <p>② 30～35人学級を対象とした、「少人数学習集団編成」の制度存続と数学及び英語を対象とした教員の加配の存続を要望する。</p>			
提案理由	<p>① （30人規模学級）</p> <p>県では来年度から全ての公立中学に通う生徒について、選択制で30人規模学級編制を実施して行く方針を示している。小学校と異なり中学校では、クラス担任のほか、専科の増加に伴う教員も必要になることから、必要な専科の教員配置など、この方針に見合った、教員配置を求める。</p> <p>② （少人数学習集団）</p> <p>来年度、30人規模学級編制に伴う教員の増員配置によって、「少人数学習集団編成」の教員配置体制等への見直し等の影響が懸念される。1学級30人から35人の学級編成を対象とした少人数指導のための数学と英語の加配教員を現行のまま存続するよう要望する。</p>			

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">現況及び課題等</p>	<p>①（30人規模学級編制）</p> <p>当市では中学校1校が、30人規模学級（35人以下学級）を実施している。この制度の導入によって学級を担当する教員は増となっているが、その際は、教科担当授業時数の増加分等も必要となり、担任以外の加配体制が必要となっている。このため市では、県の加配担当を補うため、市費による加配教員を配置しなければならない状況である。</p> <p>学校現場の実情を勘案の上、生徒一人一人に応じたこまやかな教育を行うとする当該制度の方針に見合った、適正な学校運営のできる教員配置をお願いしたい。</p> <p>②（少人数学習集団編成）</p> <p>現在、市内では中学校1校が、生徒数が30人を超える学年・学級を対象とし、習熟に差のつきやすい数学と英語の教科について、通常の学級編成とは別の30人以下の学習集団で教員を加配配置し、少人数授業を行っている。来年度、30人規模学級編制の中学校3学年までの制度拡大に伴う教員の増員配置によって、「少人数学習集団編成」の教員配置体制等が見直され、当該制度による加配教員の減員等が懸念される。</p> <p>1学級30人から35人の学級編成としている中学校における「少人数学習集団編成」の制度の存続と、現行の加配教員の存続を併せてお願いしたい。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">関係法令</p>	

【新たな施策の要望】

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案（　・　・　第　　回総会；　　市）		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの※注 <input type="checkbox"/> その他（　　　　　　　　　　　）	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input type="checkbox"/> 国	担当省庁	
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	総務部市町村課
	<input type="checkbox"/> その他	名 称	
件名	12 県と市町村が一体となって課題解決にあたるワーキンググループ等の設置について		
提案市	須坂市		
提案要旨	<p>県及び市町村が抱える個別具体的な課題解決のため、県の職員と市町村担当職員による情報交換や、先進的事例等の情報共有など忌憚のない議論をしたいので、必要に応じ県市町村課を窓口としたスキームによるワーキンググループ等の設置をしていただきたい。</p>		
提案理由	<p>各市町村が抱える課題解決にあたっては、単独で行うには情報量が少なく、手探りの状態になる事例が多い。（不法投棄、公共交通、有害図書、第三セクターの運営等）</p> <p>そのような個別具体的な課題に対し、同じ基盤・同じ問題意識を持つ者同士による解決策や先進的事例などの情報を共有するとともに、専門的なアドバイスをいただくなどの場を、県市町村課を窓口として作っていただくことで、課題解決や方向付けに結びつく絶好の機会となると考える。</p>		
現況及び課題等	<p>現在、知事と市町村長による、「県と市町村との協議の場」を開催していただいているが、年2回の開催であり、議題も限定されている。</p> <p>また、県と市町村による信州ブランド戦略のワーキンググループや、地域発元気づくり支援金のさらなる有効活用に向けたワーキンググループ等が設けられ、市町村職員も参加しているが、ワーキンググループ等の設置を市町村が抱える課題にまで範囲を拡大するとともに、参加範囲も該当する全市（町村）に拡大していただきたい。</p> <p>また、法的な問題の共有化等はすでに行われているが、個別具体的な事例についてさらに踏み込んだ議論をする場が必要と考える。</p>		
関係法令			

【新たな施策の要望】

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ^{※注} <input type="checkbox"/> その他（ ）	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input checked="" type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	内閣府大臣官房総務課
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	林務部森林政策課
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	13 「山の日」の制定について		
提案市	岡谷市・大町市		
提案要旨	<p>天与のすぐれた山を国民共通の財産として、広く国民が享受し、山の恵みに感謝するとともに、自然に親しみ、余暇活動を推進する中で、山と自然を愛する意識の向上を一層促すため、国民の祝日にするを含め、全国統一の「山の日」の制定に向けての取り組みを強化するよう要望する。</p>		
提案理由	<p>長野県は山に囲まれており、豊かな森林は国土の保全や水資源のかん養等大きな役割を担っている。</p> <p>また、長野県内には、「日本の屋根」と言われる中部山岳国立公園など、国立公園、国定公園、県立公園が合わせて13か所指定されているなど、日本を代表する山岳県であり、生活においても林業や観光など産業に密接にかかわり、貴重な資源となっている。</p> <p>「山の日」の制定については、全国では県などの地方自治体や山岳関係団体が独自に活動を行っているが、既に制定した他県や、制定に向けて取り組んでいる団体も、統一した期日ではなく様々である。</p> <p>そのため、国民の祝日にするを含め、国に要望することを検討されたい。</p>		
現況及び課題等	<p>「山の日」制定については、日本山岳会など山岳関係団体が目指しており、一昨年秋には関東知事会でも取組みを始めたところである。</p> <p>また、平成24年2月県議会定例会で意見書を議決されたところであり、より一層具体的に踏み込んだ取組みをお願いしたい。</p>		
関係法令	国民の祝日に関する法律		

【新たな施策の要望】

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (H18・9・5 第119回総会；長野市、松本市、飯田市)		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ^{※注} <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input checked="" type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input type="checkbox"/> 国	担当省庁	
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	農政部園芸畜産課
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	14 長野県における畜産振興策の積極的な推進について		
提案市	長野市・松本市・ <u>飯田市</u>		
提案要旨	<p>畜産業は、長野県農業の柱の一つであるが、各地域や関係団体の経営努力だけでは抜本的な解決には繋がりにくく、県も含めた関係者が一体となって、生産から流通販売まで含めたマーケティングの展開と、安心して安全、効率的なと畜加工処理による長野県ブランドの確立に取り組む必要がある。</p> <p>近隣の山梨県・岐阜県等においては、農業振興、食料の確保、食の安全の保証の観点から、と畜場を公的責任分野と捉え支援している。</p> <p>このようなことを踏まえ、と畜加工処理施設の問題への県の立場における積極的な関与と、畜産業に対する対応と今後の方針を明確に示すことを要望する。</p>		
提案理由	<p>① と畜場や加工処理施設について、開設年度も古く老朽化が進んだ施設が多く、改築等にあたり過大な投資を必要とするなど課題を抱える。また、処理頭数の減少が続き経営的に厳しい状況を迎えている。</p> <p>② 関係施設の老朽化や生産頭数の減少による処理コストの増加が、結果的に農家の負担増となっている。</p> <p>③ と畜は、マーケティング、有利販売に大きく影響を与え、畜産経営農家の存続・廃業まで左右する重要なものである。</p>		
現況及び課題等	<p>現在県内にあると畜場は、(株)北信食肉センター、(社)佐久広域食肉公社、(株)長野県食肉公社の松本支社・飯田支社の4施設である。</p> <p>(株)長野県食肉公社では、現行1社2処理場体制の中での経営改善を進めるためのプロジェクトを立ち上げ検討している。</p> <p>畜産振興を図るには、生産基盤の維持・強化によると畜頭数の確保や経営安定に繋がる施設整備等が課題となっている。</p> <p>そのため、と畜加工処理施設整備を始め、畜産に係る県の今後の方針や取組みを示すことが必要になっている。</p>		
関係法令	と畜場法		

【新たな施策の要望】

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> <u>新たな施策の要望</u> 又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ^{※注} <input type="checkbox"/> その他（ ）		分野 <input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input checked="" type="checkbox"/> 建設
要望先	<input type="checkbox"/> 国	担当省庁	
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	建設部道路管理課
	<input type="checkbox"/> その他	名 称	
件名	15 県と市町村の道路管理区分の変更に向けての協議の場の設置について		
提案市	駒ヶ根市		
提案要旨	<p>現在の県道と市町村道の中には、時代の変化に伴って利用形態や交通量も大きく変化してきている道路があり、その道路の実態に合わせ管理区分を変更するために、県と市町村とで協議の場の設置を要望する。</p>		
提案理由	<p>市町村道の中には、時代と共に交通量が増大し、利用体系が広域的な幹線道路として活用されているものがあり、県が県道として管理するのがふさわしい道路がある。また県道の中には、交通形態の変化により、地域内の生活道路として活用されているものもあり、市町村管理でも良いものもある。現在、市町村道を県道に移管するには、新たな県道認定は難しく、これに振り替わる代替えの県道が必要とされている。そのため、県内の道路を上記の機能的観点からチェックを行い、必要な管理区分の変更を行うことが適切と思われる。これらの路線の管理区分の変更に向け、ルール化等を含め、路線の洗い出し、課題等の整理、方針策定等を行うため、建設事務所程度の単位で、県と市町村とで協議を行う場の設置を要望する。</p>		
現況及び課題等	<p>駒ヶ根市等が管理する市道新春日街道（伊那中部広域農道）等は、広域農道として整備されたが、現在は伊那谷の西部地域を南北に縦貫する主要な幹線道路として活用されており、交通量（特に大型車）が飛躍的に増大し、その維持管理に苦慮している。利用実態から県道としての管理を望むところであるが代替えの県道がないため移管が困難となっている。</p>		
関係法令	道路法		

○ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案（ . . . 第 回総会； 市）		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ^{※注} <input type="checkbox"/> その他（ ）		分野 <input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
	要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 担当省庁 総務省、法務省 <input type="checkbox"/> 県 担当部局 （総務部市町村課） <input type="checkbox"/> その他 名 称	
件名	16 「戸籍副本データ管理システム」の構築における市町村の戸籍情報システムの改修等に係る財政措置について		
提案市	松本市・岡谷市・飯田市・諏訪市・伊那市・中野市・大町市・飯山市・茅野市・東御市・安曇野市		
提案要旨	<p>大規模かつ広域災害に備え、自治体（正本）と管轄法務局等（副本）で保存している戸籍の正本及び副本の同時滅失を防止し、戸籍の迅速な再製を可能とする等を目的として、戸籍の副本データを遠隔地に設置した副本データ管理センターとの間で送受信する「戸籍副本データ管理システム」の構築が、平成25年度に計画されているが、先ずは法定受託者である市町村に対して、十分な事前協議をお願いしたい。</p> <p>また、当該システム改修にあたっては、市町村ごとに既存戸籍システムの改修等が必要となるので、改修を行った市町村の経費については、法定受託事務であること等を踏まえ、国による財政支援措置が講じられるよう要望する。</p>		
提案理由	<p>当該システムを構築するに当たり、市町村においては、下記1～3が必要とされている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市町村の戸籍情報システムの改修 2 庁内LAN（LGWAN）の整備 3 LGWANへの接続に係るセキュリティーポリシー等の変更 <p>法務省では、戸籍を電算化した全ての市町村に対し、平成25年5月下旬までにシステム改修等を終えることを義務付けではないものの要請しており、同年9月末には、システム稼働を予定している。</p> <p>改修等に係る費用は、1市町村当たり、初年度だけで数百万円から1,000万円前後、更に次年度以降は、継続してシステム保守料の財政負担が予想される。</p> <p>現在のところ、この改修等に係る経費は全て市町村の負担とし、総務省の判断により地方交付税等の措置は行わない旨の方針が示されているが、戸籍事務は法定受託事務であり、どの地方自治体も財政状況は極めて厳しいため、財政支援措置を求めるものである。</p>		

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">現況及び課題等</p>	<p>災害時の戸籍の滅失を防止し、戸籍の迅速な再製を可能とするため、戸籍副本データを遠隔地で保管することは、各市町村においても重要な課題として検討を進めていた。</p> <p>こうした中で、国の施策として当該システムの構築がなされることは、大きな前進であるが、市町村部分の装置の改修費用についてかなりの経費がかかることや、既存システムを管理するベンダーごとにシステム改修費用の見積額に大きな差がある一方、国からのスケジュールの提示や関連する規則等の改正が遅れているなど、課題も多い。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">関係法令</p>	<p>○戸籍法第8条、同法11条、同法第118条及び同法第119条</p> <p>○戸籍法施行規則第15条、同規則第68条の2、同規則第69条及び同規則第75条</p> <p>○平成24年7月13日付け法務省民一第1810号通知</p> <p>平成24年11月14日付け法務省民一第3062号通知 等</p>